

売買条件

1. 定義：「スミス」とは、Smiths Heimann GmbH Japan Branch をいう。

「顧客」とは、本注文に基づきスミスから装置／サービスを購入する個人又は会社をいう。

「装置」とは、本注文に基づきスミスにより供給されるあらゆる種類のすべての構成部品、予備部品、物品、装置、又は材料をいう。

「運用者」とは、装置／サービスの運用者又は使用者をいう。

「注文」とは、両当事者により署名され、ここに添付される本売買条件並びにあらゆる同時期の書面で、装置／サービスの売買及び購入に関するスミスと顧客（個別に「当事者」、まとめて「当事者達」という）間の合意をいう。

「サービス」とは、本注文に基づき提供される整備、設置サービスを含むすべてのサービスをいう。

2. 申込及び準拠となる規定：スミスにより発行される各見積及び注文請書は、売買条件に従いそれに記載された物品及び／又はサービスの販売のためのスミスによる申込であり、顧客のいかなる申込に対する受諾ではなく、また売買条件に対する顧客の同意を明示的な条件とする。スミスは、いかなる購入注文又はそれ以前または以降に顧客がスミスに提示した他の通信に含まれるいかなる追加条件又は異なる条件も拒絶する。こうした追加条件又は異なる条件はいかなる効力や効果を持たない。注文の条件は、それが記述する主題事項に関する顧客及びスミス間の完全な合意となり、また注文の一部でない条件はいかなるものもその合意に付加されない。

3. 購入価格：価格はスミスにより指定され、指定された期間中適用されるものとする。期間が指定されていない場合、価格は 30 日間有効とする。ここに示される価格は現在のコストに基づいており、納入の日の計算により、購入注文の受諾日又はそれ以後のコストの上昇又は下落に合わせた合理的な調整を受ける。

4. 支払い：(A) スミスが別途書面により同意しない限り、支払いはスミスの請求書の日付から 30 日で顧客により全額なされるものとする。顧客は、相殺又は減額することなく各請求書の全額を支払うことに同意する。

(B) 本売買条件に規定された期限どおりの支払いが注文の必須条件である。本注文に基づき顧客がスミスに支払うべき金額の支払いに何らかの遅延した場合、スミスは顧客に通知することなく下記のことができる。

(i) かかる金額がそれについての利息と共に支払われるまで、顧客のいかなる損失（利益の損失、派生的もしくは間接的損失又は他の財務的もしくは経済的損失を含む）に対する責任を負うことなく、本注文に基づくそれ以降の装置／サービスの供給を停止する。又は、

(ii) 顧客がいかなる金額を支払うべきものとなっているかどうかにかかわらず、スミスの側に責任なく、スミスと顧客間の本注文及び他のあらゆる契約を解除する。顧客は、供給されたか又は注文され、契約の部分的履行がなされた装置／サービスについて、かかる解除の結果スミスに発生したすべての間接費及び他のコストを含め、かかるすべての契約に基づき支払うべき未払分を直ちにスミスへ全額支払うものとする。

(C) 装置／サービスの注文のいかなる不具合も支払いの条件を妨げるものとはならないものとする。支払いが上記のとおりなされない場合、顧客は本売買条件の第 10 節に定める保証の権利を放棄したものとみなされるものとする。スミスは、顧客の財務状態により変更を必要とすると合理的に思われる場合、いつでも本注文上に規定された支払い条件と異なる条件を要求することができ、また顧客の支払い能力が疑わしいと合理的に思われる場合は、いつでもその支払い能力の保証を要求することができる。この要求は書面で行なうものとし、スミスはかかる要求を行うことで本売買条件に基づく生産の停止及び／又は出荷の一時停止を行うことができる。

(D) 顧客がいかなる支払いの義務も履行しなかった場合、スミスは催促することなく又は他のいかなる権利も損なうことなく、未払いの金額に対し支払期日から年 14.6%の利息を請求する権利を持つ。

5. 担保権及び権原：(A) 顧客は本契約に基づきスミスに対して支払うべきすべての金額を保証するため、いつでもスミス又はスミスのいかなる関連会社が保有し顧客が所有権を持つあらゆる財産（顧客により賃借された財産に対し顧客が持つ受益権を含む）の質権をスミスに対して許諾する。

(B) 本注文に基づき修理及びオーバーホールが実施された場合は、顧客は、民法又は商法上の留置権に加え、スミスによって修理又はオーバーホール・サービスがされ、スミスが保有するすべての装置に対し、明示的にスミスに質権を許諾することに同意する。顧客は、修理又はオーバーホールに対する質権は、かかる作業に対する全額を対象とし、顧客、その親会社、もしくは子会社又は本注文について認識しているあらゆる者のためのいかなる担保権もしくは利益よりも法律で許容される限り優先するものとする。顧客は、スミスが修理された装置の保有を維持する限り、スミスが顧客の担保付債権者であり、担保付債権者としてのすべての権利を持つことに同意する。

(C) 本注文に従い売買された装置について、顧客は、装置に対するすべての支払いがなされ、本注文の他のすべての誓約及び合意が履行されるまで、スミスがこの装置の所有権を保持することに同意し了承する。従って、顧客は、スミスに全額が支払われるまではスミスが本注文に則って売買した装置の権原に影響するいかなる担保権又は債務も負担せず、設定させないことに同意する。顧客は、自身が支払い不能になった場合又は適用される法律に基づき清算申請もしくは破産申請を自身で行なったか申し立てられた場合に、スミスがスミス自身の裁量で本注文に基づき販売した全装置を回収し、且つ／又は適用される法律に基づき損害もしくはコストの賠償を求めることができることに同意する。

6. 納入：(A) 別途書面で合意されない限り、スミスによる装置のすべての出荷は、スミスの指定する工場の ExWorks（工場渡し）（インコタームズ（国際商業会議所国際貿易条件規準）2000 年版）を条件とする。上記にかかわらず、輸出管理がされている装置については、スミスによる装置のすべての出荷は、スミスの指定する工場の FCA（出荷地運送人渡し）（インコタームズ 2000 年版）を条件とする。納入は一括とする。納期の再設定が必要な場合、再納入のため発生した追加コスト及び／又は保管料金は顧客に請求される。顧客は、スミスが提供する納入期日が予測のためのみのものであることを了承する。スミスは、適時の納入のため合理的な努力を払うが、自身の合理的な支配を超える原因によるいかなる遅延についても免責されるものとする。スミスは、いかなる状況においても、自身の過失によるかどうかにかかわらず、遅延又は遅延の通知の不履行について、法で規定されている範囲を除き、付随的又は派生的損害（以下、利益の損失、売買の損失及び個人の傷害又は財産への損害を含み、それに限定されない）に対する責任を負わないものとする。顧客は、かかる請求をスミスに対して行わないことに同意する。

(B) 装置の適切な提供があるにもかかわらず納入の完了がスミスの過誤によらず妨げられた場合は、スミスが合理的な代替の納入場所を指定することができる。顧客は、当初の納入以後に発生した保管及び輸送のすべてのコストが自身の負担として課され、スミスから購入する価格に追加されるものとする。納入は本注文又は他のあらゆる合意に基づき、顧客がスミスに支払うべきあらゆる金額が支払われるまでスミスが留保することができる。スミスは購入注文に代替の方法が示されない限り、又は顧客の代表者により変更が許可されない限り、入荷されたときの輸送方法で装置を返送する。

7. 装置の受入れ：顧客は、装置を受領し次第、システムの外観を十分に評価するものとする。顧客は、納入後 3 日以内にスミスが書面による拒絶の通知を受領しない限り、装置を受入れたものとみなされる。顧客は、その後は受入れを取消す権利を放棄する。

8. 装置の返品：いかなる装置の返品も、スミスが独自の裁量で発行する返品許可（RMA）番号がなければスミスにより受入れられないものとする。返品される装置は、すべての梱包材料が揃った当初の出荷用カートンに入っていないなければならない。返品されるすべての装置は、RMA に指定される方法で、料金前払いで返品されるものとする。返品される装置に不具合があると主張される場合は、その不具合の性質についての完全な記述が装置の返品に含まれていなければならない。返品が適格がないとされた装置は、顧客へ料金受取人払いで返送されるものとする。

売買条件

9. 保管料金：納入がその通知から 5 日以外に受領されない場合は、修理及びオーバーホールされたすべての装置について、法で認められる最大限度まで毎月保管料金が適用される。

10. 保証：(A) スミスは、自身が販売した装置及び自身が製造した装置が 12 カ月間 (1) スミスの仕様書に適合し、且つ (2) 材料及び仕上がりに不具合がないことを保証する (通常の使用方法で、スミスの運用整備指示書が運用者により遵守されていることを条件とする)。通常の摩損は不具合とはみなされないものとする。保証期間は、(1) 装置が顧客に出荷された日から 1 カ月後、又は (2) 装置が設置されたか、使用に供されたかどうかにかかわらず、顧客が装置を保有した日のどちらか先に到来した時点から開始されるものとする。製品特有の保証に関する付属書には、本保証の対象とならない消耗品もしくは他の部品について記載されている、又は本節の条項に類似した代替の保証条項が含まれていることがある。

(B) スミスは、注文されたサービスを提供するため合理的な努力を払うことを保証する。スミスは、装置に関するすべての問題が是正されること、あるいは、是正されても顧客が完全に満足するまでは是正されることを表明又は保証しない。本項の最初の文で明確に規定された保証は、提供されるサービスに関してスミスが行う唯一の保証とする。

(C) スミスが製造していない装置についてスミスが負う唯一の責任は、譲渡が禁止されていない製造業者の保証をスミスの顧客に譲渡することである。

(D) 通常の運用において消耗される装置及び部品は本保証の対象とはされない。

(E) 顧客又は運用者が、場合により、適用される保証期間中に不具合を発見した場合は、その発見後直ちにスミスのサービス部門に報告しなければならない。

(F) 適切に通知された後、スミスは、合理的な期間内に、月曜日から金曜日の通常の営業時間内で、新品又は中古の交換用部品を用いて、本保証の対象となる不具合を無償で是正するものとする。本保証の当初の継続期間は修理又は交換されていない部品に引続き適用されるものとする。修理又は交換された部品は、修理又は交換した時点から、その部品が含まれる装置に当初適用された保証期間に相当する期間内、本保証書の他の条項に照合し、スミスの仕様書に適合し、その間に材料及び仕上がりの不具合がないことが保証される。上記の救済方法は、本保証に対する顧客及び運用者の排他的な救済方法であり、又スミスの単独の責任である。

(G) スミスの保証は、安全で合理的な方法で本売買条件に則って売買された装置を、顧客及び／又は運用者がスミスの指示書に従って運用及び使用しなかった場合に無効となる。

(H) 顧客も運用者も、下記については本保証に基づく救済方法の権利が一切ないものとする。

(i) 装置が、スミスの事前の許可なく改変、分解、不正変更、改修又は修理された場合、

(ii) 装置が、装置／サービスの設計外の実験運転、又は何らかの運用もしくは使用に供された場合、

(iii) 事故又は災害を直接の原因とする改変、削除、又は抹消を除き、スミス及び／又はそのベンダーの商標又は製造番号をスミスの書面による許可なく装置から改変、削除又は抹消した場合、

(iv) 装置が納入後 1 年以上保管されたまま又は使用されていない場合。

(I) スミスは、明示的にも黙示的にも他の保証は一切せず、特に装置又はその他に関する商品性又は特定の目的への適性は一切保証しない。また、本条に定める明示的な保証は、スミスの上記のような何らかの保証及び他の義務又は責任に代わるものである。

(J) 本保証に定める排他的な救済方法を適用し、本保証が組入れられる本売買条件の第 12 節に定める責任を限定するため、「スミス」は、スミス、スミスの子会社、及びそれらの関連会社、取締役、執行役員、従業

員、代理人、代表者、下請業者、及びそれらのすべての供給業者を含むものとみなされるものとする。

(K) 本保証は移転不能であり、当初の顧客及び運用者にのみ適用される。

(L) 本保証は、スミスによる文書がある場合を除き、拡張、改変又は変更されないものとする。

(M) 本保証に関して何かしらの公式な訴訟及び法的手続を行なう場合は、装置／サービスの納入の受入後 30 カ月以内に開始されなければならない。

11. 知的財産：スミスは、装置／サービスが、他の者の知的財産権 (特許、商標、著作権、企業秘密及び秘密情報を含む) を侵害していないことについていかなる保証もせず、顧客に対する責任を負わず、また顧客は、これに関連するあらゆる危険を負担することに同意する。顧客は、顧客の図面、仕様書、要求事項又は指示書の遵守に起因する侵害についてのいかなる請求からもスミスを免責することに同意する。

12. 責任の限定及び免責：

(A) 顧客及び運用者は、下記のことを了解し、同意する。

(i) 装置／サービスは、違法な及び／又は有害物質の検知を補助するためのセキュリティ用スクリーニング装置として使用されることを意図している。

(ii) 装置がその意図した用途を達成することに成功する度合いは、違法物質及び／又は有害物質の隠匿方法の精巧化、薬品の識別及びその量、運用者の技能、勤勉及び適格性 (該当する場合) 及び環境条件を含み、それに限定されない多くの要因に左右される。また、

(iii) いかなるセキュリティスクリーニング装置も、あらゆる脅威をもれなく検知できるわけではなく、また顧客も運用者も、装置がすべての違法物質及び／又は有害物質を検知できる又は検知することを期待しているわけではない (この場合、装置が運用者の監督の下で運用されるかどうかにかかわらず、サービスが実施される又ははされていた勤勉の程度には関係ない)。

従って、スミス又はそのいかなる関連会社も、装置及び／又はサービスの使用によって達成される結果については保証せず、また、その結果についての責任は、顧客及び／又は運用者が単独で負担するものとすることが合意される。

(B) 上記第 10 節の保証に定めるとおり、スミスの保証の違反に対する責任は、契約の違反、注意義務又は製造責任の法的義務の違反に直接的又は間接的に起因する責任を含む他のあらゆる責任に関し、そこで定められた救済方法に限定されるものとする。スミス及びその関連会社の累積的責任の総額は、本注文の金額又は 500,000 米ドルのいずれか低い方をいかなる場合でも超えないものとする。いかなる場合でも、スミス又はそのいかなる関連会社も、その損害の可能性について知らされていたとしても、又、それが保証の違反又は他の契約上の違反、過失もしくは他の不法行為又は何らかの厳格責任の理論に基づくかどうかにかかわらず、代替品調達のコスト、使用の損失、データの損失、貯蓄の損失、収入の損失、事業の損失、役務の不履行もしくは履行遅延を含み、それに限定されないあらゆる利益の損失、又はいかなる特別、付随的、派生的、懲罰的もしくは他の損害賠償について責任を負わないものとする。またスミス又はそのいかなる関連会社も、第三者からの顧客に対するいかなる請求に対しても責任を負わないものとする。

(C) 適用される法律で許容される最大の範囲で、顧客は、あらゆるすべての損失、請求、損害、債務、費用 (法律顧問の報酬及び支出、並びに訴訟費用を含み、それに限定されない) もしくは他の義務 (総称して「諸損失」) 及び下記を含み、これに限定されない顧客又は運用者による装置／サービスの購入、使用及び／又は運用に起因又は関連する範囲の諸損失のおそれについて、スミス及びスミスの関連会社、並びにスミス及びスミスの関連会社の各々の執行役員、共同経営者、取締役、従業員、代理人、承継人及び譲受人 (「スミスの当事者」) を保護し、補償し、免責するものとする。(i) いかなる代理人、従業員、顧客、事業に関する被誘引者又は事業に関する訪問者又はその他の者の死亡又は身体傷害、及びいかなる不動産又は有形財産の損害、損失又は破損、(ii) 本注文の履行において、顧客もしくは運用者により、又は顧客もしくは運用者の

売買条件

代わりにとられ、第三者に対してスマス又はその関連会社に補償、保護、及び／又は免責する義務を負わせるあらゆる措置、(iii) 請求者にとって雇用者又は雇用者となる可能性のある者として、自らの能力で行動する顧客、その従業員、代理人又は下請業者の行為又は不作為に起因するあらゆる請求、要求、費用請求、訴訟、訴因又は他の法的手続、及び、(iv) 上記分節(B) で否認された事項に関して、保証や他の契約違反、過失もしくは他の不法行為、又は何らかの厳格責任の理論によるかどうかにかかわらず、顧客又は運用者によってなされるあらゆる請求。顧客は、請求、訴訟、損害、損失、コスト、責任又は費用にいかなるスマスの当事者の過失又はその他の過誤が寄与したか、又は寄与したと請求されている、もしくは主張されているかどうかにかかわらず、上記のとおり、スマスの当事者に全面的に補償し、完全に免責するものとする。分節(B) 及び本分節(C) のいかなる規定も、請求された諸損失が、(i) スマス又はその関連会社側の故意の不法行為又は重大な過失、(ii) スマス又はその関連会社側の何らかの詐欺又は詐欺的行為、又は、(iii) 法により除外されない他のあらゆる責任に起因すると主張され、スマス及び／又はその関連会社側にかかる過誤又は責任が損失の原因と(各々のケースで)判断された状況においては、スマス又はその関連会社を除外、もしくはその責任を制限し、又は顧客にスマス又はその関連会社を保護、補償、もしくは免責することを要求するものではない。

(D) スマスは、次のような原因で生じる納入の不履行、納入遅延又はスマスの義務の履行における、顧客への損失又は損害、又は遅延による装置／サービスのいかなる損失又は損害についても責任を負わないものとする。(i) スマスの合理的な支配又はスマスの供給業者もしくは下請業者の支配を超える何らかの原因、(ii) 天災又は顧客の行為もしくは不作為、民間又は軍当局の行為、火災、テロリズム、同盟罷業又は他の労働争議、暴動又はその他内乱、製造業者の支払い不能、又は他の履行不能、輸送の遅延、又は、(iii) その他商業上の実行不能。

(E) 本規定及び本注文で別途具体的に記述された履行の条件は、顧客及びスマスの側の履行の絶対的義務についての唯一の前提及び後続条件とする。スマスによる注文の違反又は拒絶のいかなる場合でも、スマスは、逸失利益、データ、又は得意先を含み、それに限定されない間接的、特別、第三者、付随的、又は派生的損害について責任を負わないものとし、顧客はここにいかなる請求もスマスに対し行わないことに同意する。顧客は、第18節「輸出及び輸入管理」に反した自身のいかなる輸出又は再輸出活動に関して、スマスに発生したあらゆる請求、損失、費用又は損害(先取特権又は弁護士報酬を含む)からスマスを防御し、補償し、免責することに同意する。

(F) スマスは、装置がスマスの事前の許可なく何らかの変更、分解、不正変更、改修又は修理をされた結果生じたあらゆる損失又は損害について、顧客又は運用者に対する責任を負わないものとする。

13. 租税: 税務当局により現在課されている又は将来課される可能性のある顧客が支払う消費税、物品・サービス税、及び使用税は、購入価格には含まれない。いずれの場所においても、本注文の対象とする製品の製造、販売又は納入に対して税務当局により将来課される可能性のあるスマスが支払うあらゆる直接税もしくは消費税又は輸入税もしくは関税、また、現在課されている租税又は輸入税もしくは関税の税率のあらゆる引上げ分は、購入価格に追加されるものとする。かかる課税金が購入価格の支払いのときに徴収されなかった場合でも、顧客はかかる課税金についてスマスに補償し、免責する。

14. 変更及び解除: (A) スマスは、顧客が次の項目に該当する場合、スマス独自の裁量で本契約を解除する権利を有するものとする。(i) 一般的に、期限が到来したときに債務を支払えない場合、(ii) 支払い不能を宣言し、法的処理を受ける場合、(iii) 事業の遂行を停止するか、又は停止するおそれがある場合、又は(iv) 本注文の違反を犯し、(a) 是正できない(とスマスが合理的に判断する)場合、又は、(b) 違反の日から14暦日以内に是正できない場合。

(B) 顧客は、改正、修正又は解除について書面で要請を行うことができる。

改正又は修正の要請がスマスにより受入れられ、いかなる変更であっても本注文に基づく業務の何らかの部分の遂行する上でコスト又は必要な時間に増減が生じた場合は、価格もしくは納期又はその両方に公正な調

整が行われるものとし、それに応じて注文が書面で修正されるものとする。変更の結果陳腐化した財産のコストが価格調整に含まれている場合、顧客は、かかる財産の処分方法を指定する権利を有するものとする。解除の要請がスマスにより受入れられた場合は、注文に基づき発生したすべてのコスト並びに消費された時間及びコストに基づく合理的な利益をスマスが回収するための公正な規定が定められるものとする。注文は、当該の支払いが受領されるまでの間有効であり続けるものとする。本売買条件で指定する書面による要請は、スマスが顧客に注文履行の能力及び意図を書面で保証することを要求する十分な理由となる。

15. 分離条項: 本注文の何らかの規定が、管轄権のある裁判所により無効又は執行不能と決定された場合でも、この決定は、本注文の残りの規定には影響しないものとし、その残りの規定がすべて有効であり続けるものとする。

16. 紛争の解決、準拠法、及び裁判地: (A) 本注文は、法の抵触に関する原則の適用なく、日本国の法に準拠し、それに従い解釈されるものとする。本注文は、1980年の国際物品売買契約に関する国際連合条約には準拠しないものとする。

(B) 本注文に基づき又は関連して紛争が発生した場合、当事者達は、一方の当事者が他方の当事者に本規定の適用を書面で通知した日から30日以内に紛争を解決するため誠実に努めるものとし、この期間中はいずれの当事者も他方の当事者に対して自身の権利を主張するための訴訟を提起できない。当事者達が、上記の30日の期間内に紛争を解決できない場合は、いずれの当事者も他の当事者に対して持つことが認められるあらゆる権利又は救済方法を求めるため訴訟を提起することができる。当事者達は、東京地方裁判所の排他的管轄に服する。本注文に起因するいかなる普通法上又は衡平法上の訴訟も、訴因が最初に発生してから2年を超える場合は顧客による提起ができない。

(C) さらに、こうした訴訟において上記の裁判所から送達される令状が、書面で顧客に手渡しされる場合、又は料金前払いの書留もしくは配達証明郵便(受領通知付)で本注文を顧客へ通知する際の宛先に送達される場合、顧客は令状に変更不可で同意する。本売買条件のいかなる規定も、法律で許容される他の方法で訴状を送達し、法的手続きを開始する、又は他の管轄区域で顧客に対して訴訟を起こすスマスの権利に影響しないものとする。

(D) スマスは、本注文の強制執行において発生した弁護士費用を含む、合理的な費用を顧客から回収する権利を有するものとする。

(E) 本売買条件の権利及び義務は、本注文に基づく最終の支払い後も存続するものとする。

17. 秘密保持: 当事者達は、本注文の履行の過程で、互いに秘密情報を交換することが必要であり、望ましい場合があることに合意する。例えば、装置／サービスのすべての更新、修理、交換、補修、改修及び他の変更は、スマスの専有情報とみなされるものとする。この秘密保持を達成するため、当事者達は次のとおり合意する: 顧客は、スマスの秘密情報を、スマスが許可した場合を除き、顧客が雇用していないいかなる者にも開示しないものとする。顧客は、秘密情報の秘密性を維持するため、自己の秘密情報を保護するのと同等のレベルで、且つ合理的なレベル以上の注意を払うものとする。顧客は、売買時に当事者達が予期していた目的のみに装置を使用し、他の目的には使用しないものとする。顧客は、次のことを行わないものとする。(a) 装置又はそのいかなる部分もリバースエンジニアリング、分解(適用される法律がかかる制限を具体的に禁止している場合を除く)、又はデコンパイルすること、(b) 装置の改良を行う活動に携わること、(c) 売買時に予期されていた以外の装置の改修、又は装置を他のいかなる製品、システム、装置もしくは他の品目と一体化させること、又は(d) 何らかの第三者が上記のことを行うことを許可又は援助すること。

18. 輸出管理及び輸入管理: 装置及びそれに関連する技術又は文書の売買、再売買、又は他の処分は、適宜、合衆国、カナダ及び／又は英国の輸出管理法、規則及び命令の条件に従い、また、他の国の輸出及び／又は輸入管理法及び規則の条件に従うことがある。顧客は、こうした法律、規則及び命令を遵守することに同意し、並びに自身の従業員、販売代理店、顧客、仲立人、貨物輸送業者及び／又は代理人が、日本、英国、顧客の国、及び合衆国の国際武器取引規則(ITAR)及び輸出管理規則(EAR)を

売買条件

含めた適用される輸入及び輸出に関する法律及び規則を遵守することなく、本注文のいかなる装置／サービス又は本注文の対象となるいかなる技術もいかなる外国の者にも輸出又は再輸出することを許可又は許容しないものとするに同意する。顧客は、本注文の装置／サービスの原形又は他の最終品目へ組み込まれた後の輸出又は再輸出の前に、合衆国政府の又はあらゆる必要な輸出許可も取得し、適切に利用することに同意する。

19. 実施権及び所有権： 本注文の装置／サービスがソフトウェアを含むか、それ自体がソフトウェアである範囲で、スミスは顧客に対しソフトウェア及びそれに関連した文書を使用する非独占的、譲渡不能の個人用実施権を許諾する。顧客による本注文の装置／サービスの使用は、顧客の本第 19 節を含む本実施権及び本注文の受諾の最終的な証拠となる。ソフトウェアの権原は常にスミスにあるものとする。顧客は、ソフトウェア、すべての機能強化、関連文書及び二次的著作物は、スミスの単独の財産であり、そうあり続け、また価値のある企業秘密を含んでいることに同意する。顧客は、ソフトウェア及び関連文書を秘密として取扱、そのソフトウェア及び関連文書を複製、複製、再実施又は他の方法で第三者に開示しないことに同意する。顧客は、ソフトウェア又は関連文書を分解、デコンパイル、リバースエンジニアリング、二次的著作物の作成、ソースコードの抽出又はその他の方法での翻訳、特注、現地化、改修、追加、又はいかなる方法でも変更、賃貸又は貸与をしようと試みないことに同意する。

20. 譲渡： 顧客は、本売買条件が適用されるいかなる契約又はその利益を、スミスの同意なく他のいかなる者にも譲渡もしくは移転せず、又は譲渡もしくは移転を意図しないものとする。

21. 権利放棄： 何かしらの規定又は何かしらの違反もしくは不履行についての権利放棄があっても、他の規定、違反又は不履行についての権利放棄とはみなされないものとする。

22. 設置： (A) スミスが装置を設置することに同意した場合は、顧客は、スミスが提供した仕様書に従い、顧客自身のコストで、装置が設置される現場を準備するものとし、また、この仕様書に従い、スミスが装置を設置するために必要な装置の提供及び現場に対する作業を実施するものとする。なお、顧客が合意した納入期日までに現場の準備、並びに必要な装置の提供及び作業の実施をしなかった場合、顧客は、その不履行の結果スミスに発生したコスト及び費用（保管及び輸送コストを含む）を全額スミスに補償するものとする。

(B) 装置が現場に設置され、試験され、スミスが満足するよう作動することが示されたときは、スミスがこの試験の完了後 3 日以内に顧客から書面でそれに反することを通知されない限り（「通知」）、顧客が装置を受入れたものとみなされるものとする。顧客は、自身で装置において重大な不具合を発見したのでない限り、この通知を出さないものとし、また出したものとはみなされないものとする。スミスがこの通知を受けた場合、スミスはこの不具合を合理的な時間内に是正するため合理的な努力を払うものとし、また、顧客は、この不具合が是正されてから 3 日以内に装置を受入れたものとみなされるものとする。

23. CEIA 金属探知機： 本注文に基づいて売買された装置が、CEIA が製造した金属探知機を含む場合は、次の追加の規定が適用される。ユニットの適切な作動を確保するため、CEIA は、ユニットをねじ又はシリコン樹脂で床にしっかりと固定することを推奨する。ユニットが床にしっかりと固定されていない場合は、落下し、安全性リスクとなり、及び／又は探知能力が損なわれることがある。顧客が CEIA の推奨に従ってユニットを設置しないことをスミスに要請する場合、スミスは、ユニットが床にしっかりと固定されないことに関して、いかなる種類の請求、コスト、損失、債務及び損害についても一切責任を負わないものとする（直接的、間接的、特別、派生的、罰則的又は他の様態のなかにかかわらず、また、不法行為、契約、保証、厳格責任、他の理論に依存又はそれに基づくかどうかにかかわらず）。適用法令で許容される最大の範囲で、顧客は、CEIA ユニットが床へしっかりと固定されなかったことに起因するあらゆるすべての損失についてスミスの当事者に補償し、免責するものとする。

24. 危険装置の警告： 顧客は、本見積に含まれる装置／サービスが、装置／サービスと共に提供される操作説明書又は説明書以外の伝達事項に

規定されているとおりに最高度の注意を払わない場合、及び適切な安全手順に従わない場合には、人命及び財産に対し非常な危険をもたらすような使用方法が意図されていることをここに通知される。さらに、装置／サービスの安全で有用な寿命は、それらの使用の種類と直接的に關係し、装置／サービスは、操作説明書又は説明書以外の伝達事項に規定されているある種の使用の結果、劣化することが避けられない可能性がある。顧客はそうしたことに留意し、また本節又は操作説明書に記載されている危険を排除又は最小化するため、必要に応じて当該装置／サービスの使用手順を採用及び遵守することを保証する。本売買条件において別途何らかの規定がされていない限り、顧客が操作説明書又は説明書以外の伝達事項に規定されている安全手順を厳格に遵守しなかったことに起因するいかなる損失又は損害もスミスは責任を負わないものとする。

25. X 線による身体スキャン装置： (A) 顧客は、人体が X 線の放射にさらされると有害な可能性があることをここに通知される。顧客は、装置の安全な運用が全面的に顧客の責任であることを認め、また、顧客自身による又は何らかの顧客の代理人による装置の使用又は運用に関する責任がスミスに一切無いものとすることを認める。顧客はそうしたことに留意し、また本節に記載されている危険を排除又は最小化するため、必要に応じて装置／サービスの使用手順を採用及び遵守することを保証する。上記の一般性が制限されていない限り、顧客は、スミスの整備手順及び使用説明書を完全に遵守して装置を使用すること、また、すべての適用される環境又は職業衛生及び安全に関する法律、放射線の安全に関する法律、及び X 線を使用した人的セキュリティスクリーニングシステム用の放射線の安全に関する業界標準の要求事項を遵守すること、並びにこうした法律及び基準により設定された放射量の限度内で装置を運用することを保証する。

(B) 顧客は、さらに、医療以外の目的で人体に X 線装置を使用することが国により禁止されている、又は政府当局への登録を必要とする可能性があることを通知される。顧客は、当該のあらゆる禁止条項及び登録の要求事項を遵守することを保証する。

(C) 顧客は、顧客自身又は顧客の代理人が装置を使用及び運用する場合、プライバシー及びデータ保護に関するあらゆる適用法令を遵守することを誓約する。

(D) 適用法令で許容される最大限の範囲で、顧客は、第 (A) 項から (C) 項の保証の不遵守に起因する範囲で、あらゆる実際のもしくは懸念される損失、請求、損害、債務、費用（法律顧問の報酬及び支出、及び訴訟費用を含み、これに限定されない）又は他の義務について、スミス及びスミスの関連会社、並びにスミス及びスミスの関連会社のそれぞれの執行役員、共同経営者、取締役、従業員、代理人、承継人、及び譲受人を保護し、補償し、免責するものとする。

26. 効力： スミスと顧客との間の契約は原英文売買条件に基づき成立する。売買条件の本和訳文と原英文の間に不一致がある場合、原英文売買条件が効力を有する。